



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件).....一
-(生活文化局計量検定所検査課).....一
- 建築基準法による道路位置の指定.....二
-(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....二
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し.....三
-(主税局課税部課税指導課).....三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出.....三
-(産業労働局商工部地域産業振興課).....三
- 令和二年五月二十五日付公告.....三

告示

●東京都告示第八百十九号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月八日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 西東京市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和二年八月三日から同年九月四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関の名称

●東京都告示第八百二十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月八日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 練馬区及び江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅

及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和二年八月三日から同年十月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関の名称

●東京都告示第八百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月八日

東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和二年五月十三日 国立市東四丁目三番二十八号の一部 延長二六・三七幅員四・〇〇

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
株式会社 大末 明彦 渋谷区神宮前五丁 令和二年三月
エフ・ジ 目六番十号 三十一日
エイ

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和二年六月八日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

に到着するよう提出してください。

令和二年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 日立自動車教習所跡地計
画
- 二 店舗所在地 小平市上水本町四丁目千四百八十
番一ほか
- 三 設置者名 大和情報サービス株式会社
- 四 設置者住所 千代田区飯田橋二丁目十八番二号
- 五 小売業を行う者の 未定
氏名又は名称
- 六 新設をする日 令和二年十二月二十九日
- 七 店舗面積の合計 三千三百平方メートル
- 八 駐車場の位置及び 店舗内ほか 二百十台
収容台数
- 九 駐輪場の位置及び 店舗西側ほか 百九十六台
収容台数
- 十 荷さばき施設の位 店舗内ほか 百四平方メー
置及び面積 トル
- 十一 廃棄物等の保管 店舗内ほか 二十五・三五立方メ
施設の位置及び ートル
容量
- 十二 小売業を行う者 午前九時
- 十三 小売業を行う者 午後九時
の開店時刻
- 十四 小売業を行う者 午前八時三十分から午後九時三十
の開店時刻 分まで
- 十五 駐車場の自動車 一箇所 店舗北側
の出入口の数及 び位置

十六 荷さばき施設に 午前六時から午後十時まで
おいて荷さばき
を行うことができ
る時間帯

令和二年四月二十八日

十七 届出日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十九 縦覧期間 令和二年六月八日から同年十月八
日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例（平成元年東京都条例
第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

- 一 店舗名 (仮称) 五反野店建替計画
- 二 店舗所在地 足立区中央本町二丁目五十一番一
ほか
- 三 設置者名 山種不動産株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋箱崎町八番一号
- 五 小売業を行う者の 株式会社サミット株式会社ほか一名
氏名又は名称
- 六 新設をする日 令和二年十二月三十一日
- 七 店舗面積の合計 三千四百九十二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び 店舗内 六十台
収容台数
- 九 駐輪場の位置及び 店舗東側ほか 百九十五台
収容台数
- 十 荷さばき施設の位 店舗北西側 九十平方メー
置及び面積 トル
- 十一 廃棄物等の保管 店舗内 二十一・九一立方メー
施設の位置及び ートル
容量

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時ほか

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 令和二年四月三十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和二年六月八日から同年十月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和二年五月二十五日付東京都公告

ページ一段一行一誤一正

三 中 後から 十 小林 昌 小林 晶

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

